

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号
不利益処分の種類	指定居宅サービス事業者の業務運営の勧告	根拠条項	第76条の2第1項
処 分 基 準	<p>(1) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たさないとき</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者が、介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認められるとき</p> <p>(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第37号）</p> <p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について （平成11年9月17日 老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>		
対応 区分	処理 機関	交付 機関	目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課	